



令和3年7月29日
広域防災局

令和3年7月1日からの大雨への対応

1 主な被害状況（7月26日7:30現在・消防庁発表）

区分	人的被害（人）					住家被害（棟）					
	死者	行方不明	負傷者		合計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
			重傷	軽傷							
静岡県	21	6		3	30	1			113	346	460
鳥取県			1	3	4			1	14	144	159
島根県						4	6	179	62	408	659
鹿児島県								2	77	188	267

（災害救助法の適用を決定した県を記載）

【参考】 災害救助法の適用状況

- 7月3日 静岡県熱海市
- 7月7日 鳥取県鳥取市、島根県松江市、出雲市
- 7月10日 鹿児島県出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡さつま町、姶良郡湧水町
- 7月12日 島根県安来市、雲南市

2 政府等の対応

- 7月3日 全国知事会緊急広域災害対策本部 設置
政府特定災害対策本部 設置
政府特定災害対策本部会議（第1回）開催
- 7月4日 全国知事会緊急広域災害対策本部会議 開催
（本部員として兵庫県防災監（関西広域連合広域防災局長）が代理参加）
- 7月5日 政府特定災害対策本部会議（第2回）開催
政府非常災害対策本部 設置
政府非常災害対策本部会議（第1回）開催
- 7月9日 政府非常災害対策本部会議（第2回）開催
- 7月19日 全国知事会緊急広域災害対策本部会議（第2回）開催 → 廃止

3 関西広域連合の体制・対応

（1）体制

- 7月3日 広域防災局情報収集体制（静岡県熱海市伊豆山地区の土石流の発生）
- 7月7日 関西広域連合対策準備室 設置（鳥取県災害対策本部 設置）
- 7月11日 関西広域連合対策準備室 廃止（鳥取県災害対策本部 廃止）

(2) 対応

① 静岡県（熱海市伊豆山地区の土石流）

・人的支援

区分	人数(人)	派遣期間	備考
滋賀県	6	7月9日～14日	警察 (広域緊急援助隊 等)
京都府	25	7月6日～10日	
大阪府	69	7月6日～10日	
兵庫県	37	7月6日～10日	
奈良県	25	7月6日～10日	
和歌山県	26	7月6日～10日	
計	188		

・物的支援

区分	品名・数量	搬送日	備考
兵庫県	支援金 99 万円(兵庫県社会福祉協議会 30 万円、民間ボランティア団体 69 万円)、 ペットボトルお茶 (12 ケース(288 本))	7月26日発送 (7月27日到着)	ひょうごボランティアプラザによるボランティア支援

② 鳥取県（7月7日からの大雨）

・人的支援

区分	人数(人)	派遣期間	備考
徳島県	9	7月8日～10日	・県職員 3名 (リエゾン) ・民間委託業者 6名 (排水ポンプ車の運転・ハレーター・物資輸送)

・物的支援

区分	品名・数量	搬送日	備考
兵庫県	土のう (3,400 袋)	7月9日	
徳島県	大型土のうコンテナバッグ (234 袋)、 土のう (1,600 袋)、ブルーシート(74 枚)、 排水ポンプ車 (1 台)	7月8日	排水ポンプ車による排水活動支援は、 7月8日～10日まで

【参考】支援の状況写真



徳島県による排水ポンプ車支援の様子
(7/8 鳥取県鳥取市 清水川排水機場周辺)



兵庫県による土のうの提供
(7/9 鳥取県庁)

静岡県熱海市伊豆山地区における土石流災害を踏まえた対応

1 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）の緊急点検

【R区域数（R3.7.29時点）：12,881箇所】

土石流に係るレッド区域のうち人家に影響が及ぶ箇所を抽出し、新たな崩壊地の有無などの変状状況について、現地点検を実施する。

本年8月までに、点検を完了させる。

2 土砂災害警戒区域（イエロー区域）における盛土造成地等の総点検

【Y区域数（R3.7.29時点）：21,414箇所】

(1) イエロー区域における盛土造成地の総点検

- ① イエロー区域に係る開発許可を受けた盛土を伴う造成地について、宅地地盤、道路、擁壁、盛土のり面等の変状等に関する事業者からの報告を求める。
- ② 必要に応じて点検を行うとともに、事業者に対し安全対策等の指導を行う。

【盛土造成地の安全対策例】

- ・宅地擁壁の補修・補強（クラック補修、部分補強、グラウンドアンカー打設等）
- ・地表水の排除（水路設置等）
- ・地下水の排除（暗渠設置等）
- ・軟弱地盤の改良（セメント等の固化材の混合・注入等） 等

(2) 太陽光発電施設の総点検

県内の太陽光発電施設について、平成29年に制定した「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に基づく防災上の措置に関する基準への適合を確認する。

- ① 条例施行前に設置されたものについては、現行基準への適合状況及び安全対策について事業者へ報告を求める。
- ② 条例施行後に設置されたものについては、設置後の経年による地盤、のり面等の変状について報告を求める。

【防災上の措置に関する現行基準】

- ①地盤の安定性の確保
 - ・工作物を設置する地盤の勾配は原則30度以下とする。
 - ・切土等により生じる崖の表面を安定性が確かめられた擁壁で覆う。
 - ・切土等により生じるのり面に小段・排水施設を設置し、植生工等によるのり面保護を行う。
- ②排水施設の設置
 - ・地表水等が有効に排出される排水施設を設置する。
 - ・周辺地域の浸水被害が想定される場合、調整池を設置する。
- ③設置不適地
 - ・災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域が含まれていない。

(3) スケジュール

来年の出水期までに、点検を完了させる。